個人情報の保護に関する法律の改正に伴う広島市の個人情報保護制度の見直し等の対応について

答　申

令和４年１２月

広島市情報公開・個人情報保護審査会

目　次

第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　広島市の個人情報保護制度の見直しに係る経緯・・・・・・・・・・・・・・・２

第３　広島市の個人情報保護制度の見直し等に対する審査会の意見・・・・・・・・・４

１　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３　個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限並びに提供先に対する措置要求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４　適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・８

５　開示請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６　不開示情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

７　訂正及び利用停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

８　個人情報ファイル簿及び個人情報ファイルの目録・・・・・・・・・・・・・１２

９　行政機関等匿名加工情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

10　審議会等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

11　個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るため必要となる情報公開条例の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

＜資料＞

１　諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

２　審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

３　広島市情報公開・個人情報保護審査会　〈専門部会　委員名簿〉・・・・・・１７

第１　はじめに

地方公共団体の個人情報の取扱いについては、国に先行し、それぞれの地域の実情に応じた独自の個人情報保護条例を制定して、これまで運用してきました。広島市においても、基本的人権を擁護する上で個人情報を保護することが重要であると考え、条例を整備し、必要な改正を行いながら運用を行ってきました。

しかしながら、令和３年５月１９日付けのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の制定により個人情報の保護とデータの利活用の両立を目的とした改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）が公布され、地方公共団体等も改正法の適用対象となり、個人情報の取扱いについて、全国共通のルールが適用されることとなりました。

改正法のうち、地方公共団体等に関する規定は、令和５年４月１日に施行することとされ、広島市における個人情報の取扱いに係る規律は、広島市個人情報保護条例（平成１６年条例第４号）から改正法に移行します。

こうしたことから、広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、広島市長から「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について」（令和４年４月７日付け）の諮問を受け、専門部会を設置し、慎重に審議を重ねた上で、審査会の意見をまとめました。

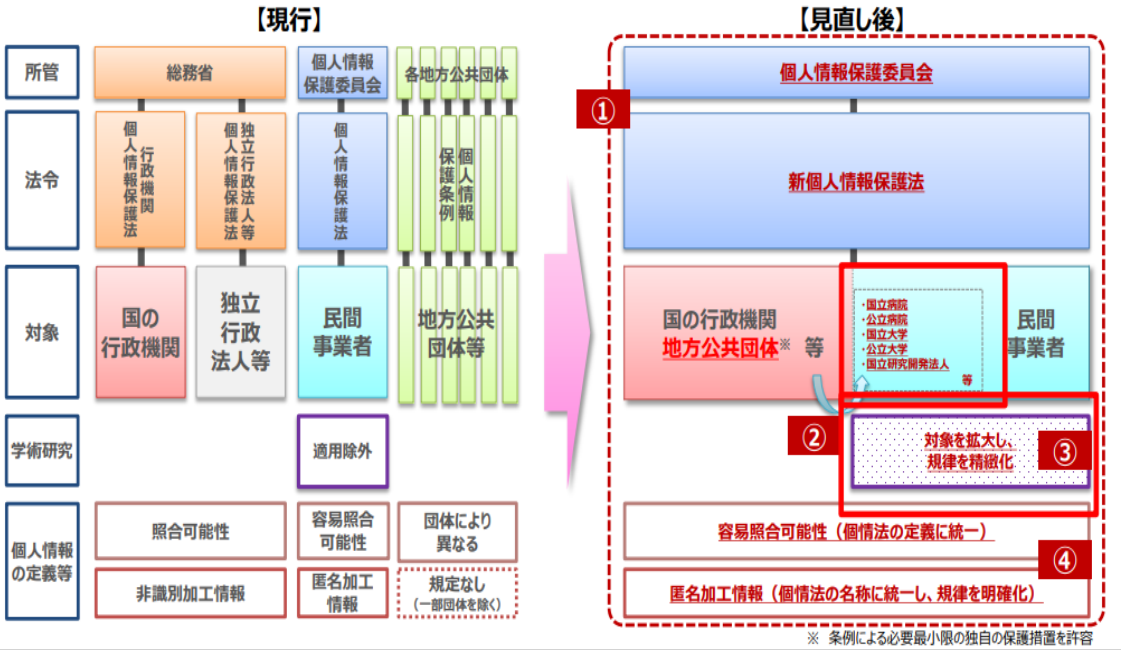

出典：個人情報保護委員会『個人情報保護法の改正について』（令和３年５月）

第２　広島市の個人情報保護制度の見直しに係る経緯

１　これまでの取組

平成１５年５月に国において、民間事業者や国の関係機関に適用される個人情報保護法が初めて制定され、平成１７年４月に全面施行されましたが、地方公共団体については、この法律の適用対象外とされ、これまで地方公共団体ごとにそれぞれの条例に基づく制度運用がされてきました。

基礎自治体として多くの住民の個人情報を保有する広島市では、基本的人権を擁護する上で個人情報を保護することが重要であると考え、国の平成１５年の個人情報保護法の制定に先行し、平成５年に広島市個人情報保護要綱を、平成８年に広島市個人情報保護条例を整備し、平成１６年にはこの条例を全部改正して個人情報保護制度の運用を行ってきました。

制定年	条例等	内容
平成５年４月	「広島市個人情報保護要綱」を制定	個人情報を保護するため要綱を制定
平成８年１０月	「広島市個人情報保護条例」を制定	個人情報を保護するため条例を制定
平成１６年４月	「広島市個人情報保護条例」を全部改正	「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」の改正に鑑み全部改正 ・請求対象となる個人情報の拡大 ・利用停止請求権の創設

２　見直しの必要性

改正法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況に合わせて、個人情報の「保護」と「効果的な利活用」の両立を図ることを目的として、全国共通のルールが規定されています。

地方公共団体の個人情報の取扱いについても、改正法が適用（令和５年４月１日施行）されることになるため、広島市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）から、改正法による規律に移行することが求められています。

広島市においては、長年にわたり、市の実情に合わせて現行条例に基づく個人情報保護制度を運用し、市民と行政との信頼関係を築いてきた実績があり、改正法による規律に移行した後も、これまでと同様、市民の利便性、透明性及び客観性を重視した適切な制度の運営が求められます。

こうしたことから、改正法において条例で定められることとされている委任事項だけではなく、改正法の趣旨に合わせる形で広島市の実情に沿った内容を条例に規定す

るとともに、改正法の目的の一つにデータの有効活用が加わり、個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度などの新たな制度が導入されることから、これらの制度に対応するための運用面における体制整備が必要となります。

なお、今回の改正では、国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の議会については、改正法第５章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象外とされたことから、広島市議会は個人情報の適切な取扱いについて自ら条例を定める等何らかの対応をすることが求められます。

また、広島市には市民病院や市立大学があり、これらには原則として民間部門の規律が適用されることになりますが、新しく導入される個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度など一部の制度については、公的部門の規律が適用されることに留意する必要があります。

	新たに導入される制度	内　容
①	個人情報ファイル簿の作成・公表制度	・地方公共団体の保有する検索可能な体系的に構成された情報の集合体（個人情報ファイル）の中に、個人情報が 1,000 件以上ある場合、この個人情報を取りまとめたファイル簿を新たに作成し、これを公表する制度 ・個人情報が 1,000 件未満の場合の作成・公表は任意
②	匿名加工情報提供制度	・地方公共団体の所有する個人情報のビッグデータを事業の用に供しようとする民間事業者からの提案を経て、審査後、匿名加工して提供する制度 ・当面、都道府県及び政令市のみ義務付け
③	国の個人情報保護委員会による監視・監督制度	・地方公共団体における個人情報の取扱いに関して、国の個人情報保護委員会（内閣府の外局）が直接、監視・監督する制度 ・個人情報漏えい事故等の報告、開示請求・不服申立件数等の実績の提供、立入検査、指導、助言、勧告等

第３　広島市の個人情報保護制度の見直し等に対する審査会の意見

現行条例を令和５年３月末で廃止し、広島市でも改正法で委任された事項等を定める「広島市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「施行条例」という。）を制定し、令和５年４月１日から施行することが必要です。

また、この施行条例の制定等に伴い、広島市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）及び広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）にも関連する部分があることから、これらの条例の一部改正も必要です。

改正法の下では全国共通のルールが適用されることになりますが、法律の許容する範囲内で、これまでの広島市の実情に応じた独自の規定を加えることが重要です。

デジタル技術の進歩によりデータの利活用が一層進むことで、社会及び地域の課題解決並びに医療や学術分野等での新たな産業の創出等が期待され、地域住民の利便性やサービスの向上につながることから、個人情報ファイル簿の作成・公表制度や匿名加工情報提供制度といった新たに導入される制度が円滑に推進できる庁内体制を早急に構築することが重要です。

一方で、改正法の目的に沿って個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱いや安全管理措置などの法的規制だけではなく、適切な情報システムの構築、広報、研修等、運用面での対策も重要です。

改正法による全国共通のルールの適用や新たに導入される国の個人情報保護委員会による監視・監督制度により、広島市の個人情報保護制度への審査会の関わり方は変わりますが、高度の専門的知見及び経験に基づく意見並びに市民感覚に基づく意見が求められることが想定されるため、審査会の役割は今後とも重要であると考えます。

以下、これまで審議してきた内容を項目ごとに整理し、審査会の意見として取りまとめました。

個人情報保護制度の比較及び審査会の意見の集約

項目		現行条例	改正法	審査会の意見
1	用語の定義	・「個人情報」に死者に関する情報も含む。	・「個人情報」は、生存する個人に関する情報に限定	条例に規定すべきものなし
		・思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報（センシティブ情報）は原則として収集禁止	・「要配慮個人情報」のほか、「条例要配慮個人情報」を条例で規定可能	条例に規定する必要性なし
2	個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）	・個人情報の収集は「利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない」と規定 ・「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」旨規定 ・本人からの収集の原則 ・センシティブ情報は原則として収集禁止(現行条例第5条第6項)	・「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」旨規定 ・「その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない」旨規定 収集元が本人か本人以外かにかかわらず、上記のとおり必要な範囲で保有	条例に規定すべきものなし

項目		現行条例	改正法	審査会の意見
3	個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限等）	目的外の利用及び提供が許容される主な場合 ・法令に定めがあるとき ・本人の同意があるとき又は本人に提供するとき ・人の生命、健康、生活又は財産保護のための緊急事由があるとき ・実施機関の内部での利用又は他の実施機関若しくは国等への提供について相当な理由があるとき ・審査会へ意見聴取した上で特別な理由があるとき	目的外の利用及び提供が許容される主な場合 ・法令に定めがあるとき ・本人の同意があるとき又は本人に提供するとき ・明らかに本人の利益になるとき ・行政機関等の内部での利用について相当の理由があるとき ・他の行政機関等に提供する場合において、提供を受ける者が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき ・行政機関等以外への提供については特別の理由があるとき	条例に規定すべきものなし
4	適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等	・「保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない」旨規定	・「行政機関の長等は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」旨規定	条例に規定する必要性はないが、規則等で定めておくべき
		・条例には、漏えい等が発生した場合における対応についての規定なし ・個人情報の適正な管理のための措置に関し要綱で規定 ・重大事案等が発生した場合の本人への対応等は基本的に各局で対応	・漏えい等、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして施行規則で定めるものが生じた場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付け	
5	開示請求	・個人情報の開示請求は法定代理人等に限定	・個人情報の開示請求等について任意代理人も可能	条例に規定する必要性なし
		・開示決定等の期限は、開示請求があった日から起算して15日以内 （延長上限30日）	・開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内 （延長上限30日）	開示決定等の期限は、現行条例と同じ期間とすべき
		・開示決定に基づき写しの交付による保有個人情報の開示を求める者は、手数料を納付しなければならない旨規定	・開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納付しなければならない旨規定	開示請求自体については手数料を徴収せず、開示の実施の際に写しの交付に要する実費相当額を手数料とすることが適当
6	不開示情報	・条例第11条で不開示情報を規定	・法第78条で不開示情報を規定	改正法に必要な規定があり、条例に規定する必要性なし
		・現行条例の不開示情報は、情報公開条例の不開示情報と基本的に同じ	・改正法の不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の不開示情報と基本的に同じ	情報公開法に倣うことにより、情報公開条例と改正法の平仄を合わせるべき
7	訂正及び利用停止	・訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務を規定	・訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出に係る規定なし	条例に規定する必要性なし
8	個人情報ファイル簿等	・個人情報ファイルの目録を作成し閲覧に供する旨規定	・利用目的ごとに個人情報ファイル簿を作成し公表（1,000人以上のファイル）することを義務付け	条例に規定する必要性なし
		・個人情報ファイルの保有に係る市長への届出を規定	・規定なし	条例に規定する必要性はないが、規則で定めておくべき
9	行政機関等匿名加工情報の提供	・規定なし	・行政機関等が保有する個人情報について、民間事業者から提案があった場合には、審査の上、契約を締結し、個人情報を匿名化した形で提供	改正法に必要な規定があり、条例に規定する必要性なし
10	審議会等の役割	・目的外の利用及び提供について、特別な理由があると認める場合には審議会等に事前に意見聴取する旨規定	・目的外の利用及び提供について、特別な理由があると認める場合には審議会等に事前に意見聴取する旨の規定なし ・「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定	個人情報の保護に関する重要な事項について審査会に諮問することができる旨条例に規定すべき
11	情報公開制度との整合性	・「公文書」の定義は、情報公開条例のものと同じ	・「地方公共団体等行政文書」は、情報公開法の「行政文書」と基本的に同じ	情報公開条例の「公文書」の定義を改正法の「地方公共団体等行政文書」に合わせるべき

１　用語の定義

関係規定	現行条例	改正法
	第２条	第２条、第６０条

⑴　項目及び論点

ア　定義の統一化

⑺　現行条例にない用語（「個人識別符号」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」等）が定義される。

⑴　「個人情報」の定義が変わることによる影響等

イ　死者に関する情報の取扱い

「個人情報」に死者に関する情報が含まれないことによる影響、対応等

ウ　条例要配慮個人情報

改正法の「要配慮個人情報（※）」以外の個人情報で、広島市の地域特性その他の事情により独自に規定すべき「取扱いに特に配慮を要するもの」の有無等

（※）「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑪までの記述等が含まれる個人情報をいう。

①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害、知的障害、精神障害等があること、⑧健康診断等の結果、⑨医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、⑩被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪少年の保護事件に関する手続が行われたこと（改正法第２条第３項、個人情報の保護に関する法律施行令第２条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）４－２－５参照）

⑵　審査会の意見

ア　定義の統一化

最も重要な論点は「個人情報」の定義が変わることについてであるが、生存する個人に関する情報ということを除いては、現行の取扱いと実質的な違いはないと考えられる。

イ　死者に関する情報の取扱い

死者に関する情報の遺族等による開示請求は、現行も、死者に関する情報が遺族等の個人情報でもあると認められる場合に限られる。要綱等に死者に関する情報が遺族等の個人情報でもあると認められる場合を示す等して、適切かつ慎重な対応を確保できるようにすべきと考える。

ウ　条例要配慮個人情報

現行条例の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因とな

るおそれがあると認められる事項に関する個人情報（センシティブ情報）は、改正法の「要配慮個人情報」にほぼ包含されており、保有の制限規定とは別に、施行条例に取扱制限等について規定することはできないとされていることから、「条例要配慮個人情報」に係る独自の規定を定める実質的意義は低いといえる。

２　個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）

関係規定	現行条例	改正法
	第５条	第６１条、第６２条、第６４条

⑴　項目及び論点

ア　目的の明確化

改正法は、個人情報を保有するに当たっての利用目的の特定について規定

イ　収集の範囲

改正法は、個人情報の保有を「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」及び「特定された利用目的の達成に必要な範囲」に限定

ウ　手段の適正性

改正法は、個人情報について「偽りその他不正な手段による取得」を禁止

エ　本人以外からの収集の制限

㋐　改正法に本人以外からの個人情報の収集を制限する規定はない。保有制限の規定のみから、本人以外からの収集の制限を読み取ることは困難。

㋑　個人情報の本人以外からの収集を抑制的に考えるべきか。

オ　センシティブ情報の収集の制限

エと同様（改正法の行政機関等の規律には、要配慮個人情報の収集の制限規定はない。）

カ　審議会等の役割

現行の意見聴取手続に代わる審議会等の関与が考えられるか。

⑵　審査会の意見

ア　本人以外からの収集の制限及びセンシティブ情報の収集の制限

データの利活用促進のために全国共通のルールを設ける改正法の趣旨からすれば、改正法に規定されていない本人以外からの個人情報の収集の制限及びセンシティブ情報の収集の制限を行うことは認められないと考える。個人情報の収集（保有）に当たって、改正法第６１条では「法令（条例を含む。・・・）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り」とされていることから、実務でもこの点を意識して運用していく必要がある。

イ　審議会等の役割

改正法第１２９条の「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に当たるとして、新たに

条例要配慮個人情報を追加する際に審議会等の意見を聴くことが考えられる。一方で、法の解釈・適用について各地方公共団体の審議会等に諮問することは許されていないと考える。

３　個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限並びに提供先に対する措置要求）

関係規定	現行条例	改正法
	第８条、第８条の２	第６３条、第６９条、第７０条～第７３条

⑴　項目及び論点

ア　目的外利用・提供の制限

〈「相当の理由」や「特別の理由」に係る判断の妥当性の担保〉

行政機関等の内部での目的外利用や他の行政機関等への目的外提供は、行政機関等が「法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で利用」し、かつ、利用することに「相当の理由」があるときに限られる。

イ　審議会等の役割

現行の意見聴取手続に代わる審議会等の関与が考えられるか。

ウ　提供先への措置要求

現行条例にない内容（「外国にある第三者への提供」、「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求」、「仮名加工情報の取扱いに係る義務」）が規定される。

⑵　審査会の意見

ア　目的外利用・提供の制限及び審議会等の役割

ガイドライン等に示されている「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有すべきであり、判断に迷う事案については、これまでのように当審査会に意見を求めるのではなく、個人情報保護委員会に助言を求める体制を整えておく必要がある。

イ　目的外利用・提供の制限、審議会等の役割及び提供先への措置要求

いずれも施行条例に特に規定を置く必要はない。

４　適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

関係規定	現行条例	改正法
	第６条、第７条	第６６条、第６７条、第６８条

⑴　項目及び論点

ア　適正管理のための体制

㋐　講じるべき「安全管理のための必要かつ適切な措置」の具体的な内容

㋑　「個人情報保護責任者」等の設置に係る条例の規定の要否

イ　委託等に伴う措置及び従事者の義務

指定管理や委託（再委託を含む。）による事業の従事者及び行政機関等における派遣労働者の義務が改正法に明記される。

ウ　漏えい等への対応

漏えい等については、新たに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられる。

⑵　審査会の意見

ア　適正管理のための体制、委託等に伴う措置及び従事者の義務

安全管理のための必要かつ適切な措置として、個人情報の取扱いに係る管理体制について規定しておくことは不可欠であるが、市の組織等に変更が生じた場合に柔軟に対応できるよう、施行条例に係る規則又は要綱で規定するのが適当と考える。

イ　漏えい等への対応

委員会への報告が必要な事態については改正法や個人情報の保護に関する法律施行規則で定められているが、具体的な事案がそれらに該当するか否かを判断するセクションは一元化すべきである。

５　開示請求

	現行条例	改正法
関係規定	第９条、第１０条、第１２条～第２１条	第７６条、第７７条、第７９条～第８９条

⑴　項目及び論点

ア　請求手続

⑺　任意代理人による請求が可能となることへの対応

⑴　郵送による開示請求への対応

⑼　オンラインによる開示請求への対応

イ　開示決定等

⑺　開示決定等の期限に係る条例の規定の要否（改正法は「３０日以内」、現行条例は「開示請求があった日から起算して１５日以内」）

⑴　開示決定等の期限の特例に係る条例の規定の要否（改正法は「６０日以内」、現行条例は「開示請求があった日から起算して４５日以内」）

ウ　開示の実施

電磁的記録の開示方法の見直し等

エ　手数料

手数料の徴収の方法及び金額

⑵　審査会の意見

ア　請求手続

⑺　本人確認の方法については、個人情報保護委員会が作成している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関向け)」に詳細な記載があるため、これに沿って本人確認を行うことが妥当である。一般市民向けには、要点のみを市のホームページに掲載する等の方法によって分かりやすくすべきである。

⑴　代理人による請求についても、代理人本人であることの確認や代理権を有することの確認に加え、必要に応じ本人の意思確認を行うなど、慎重な対応が求められる。

⑼　オンラインによる請求は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条の規定により可能とされている。行政手続の利便性の向上を図るためには導入を検討すべきであるが、同法施行規則第３条では、行政機関等の定める技術的基準に適合した電子情報処理組織によることが必要とされており、慎重に整備等対応していく必要がある。

イ　開示決定等

条例で定めることにより、開示決定等の期限を３０日より短期間とすることができるところ、これまで、広島市においては「開示請求があった日から起算して１５日以内」としていたことから、市民の利便性を低下させるべきでないため、従前と同様の期間を施行条例に規定すべきである。同様の理由から、開示決定等の期限の特例についても、従前と同様の期間を施行条例に規定すべきである。

ウ　開示の実施方法

現行規則で定める電磁的記録の開示の実施方法は、時代にそぐわない媒体（フロッピーディスク等）への複写としている等、見直しが必要である。見直しに当たっては、情報公開条例に基づく情報公開の実施方法についても併せて検討する必要がある。

エ　手数料

従前の取扱いを変更することによる混乱を避けるため、現行条例や情報公開条例と同様に請求に係る手数料は徴収しないこととし、開示の実施に際し、写しの交付に要する実費相当額を手数料として求めることが適当である。

６　不開示情報

関係規定	現行条例	改正法
	第１１条	第７８条

⑴　項目及び論点

ア　独自に規定すべき開示情報及び不開示情報の有無

イ　情報公開条例との規定の整合等

⑵　審査会の意見

ア　独自に規定すべき開示情報及び不開示情報の有無

　現行条例と改正法の不開示情報の規定には細かい点において差異が見受けられるが、各規定の解釈・運用により、開示・不開示の範囲について現行条例による取扱いとの整合を図ることができるため、広島市においては施行条例に開示情報及び不開示情報に係る特段の規定を設ける必要はないと考える。

イ　情報公開条例との規定の整合等

　不開示情報について、改正法と情報公開法は、同様の規定を置いていることから、情報公開条例も情報公開法に倣うことにより、情報公開条例と改正法の平仄（ひょうそく）を合わせるべきである（本人の同意により不開示事由の適用を除外する旨の規定の削除、慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報の不開示事由の適用を除外する旨の規定の追加、これまで定めていなかった不開示情報に係る規定の追加等）。

　現行条例の第１１条第５号に相当する規定を施行条例に置くことは認められない旨の個人情報保護委員会からの回答を踏まえると、個人情報保護制度と情報公開制度においては統一的な基準で開示・不開示を判断すべきであるから、情報公開条例における現行条例第１１条第５号と同趣旨の規定（情報公開条例第７条第４号）も削るべきである。

7　訂正及び利用停止

関係規定	現行条例	改正法
	第２２条～第３１条	第９０条～第１０３条

⑴　項目及び論点

ア　任意代理人による請求が可能となることへの対応

イ　郵送による訂正・利用停止請求への対応

ウ　オンラインによる訂正・利用停止請求への対応

エ　訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務を課す規定がなくなることへの対応

⑵　審査会の意見

ア　任意代理人による請求が可能となること、郵送による訂正・利用停止請求及びオンラインによる訂正・利用停止請求への対応

　５⑵ア参照

イ　訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務を課す規定がなくなることへの対応

　改正法には、訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出を義務付ける旨の規定はないが、改正法の下でも、訂正を請求する者に、訂正請求

の「理由」（改正法第９１条第１項第３号）について釈明を求めるために、訂正請求に理由があるか否か判断するために必要な書類等の提出を求めることは可能であると解されることから、現行条例第２３条第２項のような規定を置く必要はない。

８　個人情報ファイル簿及び個人情報ファイルの目録

関係規定	現行条例	改正法
	第４条	第６０条、第７４条、第７５条

⑴　項目及び論点

ア　個人情報ファイル簿の作成及び公表

⑺　保有等に関する事前通知に類する制度の要否

⑴　本人の数が1,000人に満たない作成・公表義務のない個人情報ファイルの取扱い

イ　個人情報ファイルの目録の取扱い

個人情報ファイル簿と別に帳簿（現行の個人情報ファイルの目録等）を作成することの要否

⑵　審査会の意見

ア　個人情報ファイル簿の作成及び公表

広島市の個人情報ファイルの保有状況等を一元的に把握するとともに、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る制度を統一的に運用するため、現行条例第４条の個人情報ファイルの保有に係る届出や改正法第７４条の事前通知を参考に、実施機関の市長への届出義務について施行条例に係る規則に規定すべきである。

イ　個人情報ファイル目録の取扱い

個人情報がどこに存在しているかを把握するとともに、行政の透明性を確保するという観点から、1,000人未満の個人情報ファイルについても管理簿を作成することには意義があると考える。この度の法改正への対応に間に合わせる必要はないが、今後の課題として念頭に置くべきである。

９　行政機関等匿名加工情報の提供

関係規定	現行条例	改正法
	―	第６０条、第１０９条～第１２３条

⑴　項目及び論点

ア　行政機関等匿名加工情報の提供

⑺　制度を適切に運用することができる体制の構築

⑴　提案の審査や行政機関等匿名加工情報の作成における留意点

イ　手数料

手数料の徴収の要否及び金額等

⑵　審査会の意見

ア　行政機関等匿名加工情報の提供

提案審査については、当審査会ではなく、専門的知見を有する者から成る審査体制を作るべきである。広島市の内部の職員で審査する場合には、公文書館の職員のみでは対応できない審査項目もあるため、関係所管課の職員等も審査体制に加えるのが妥当である。

匿名加工情報の作成を内部の職員のみで対応することは、技術的に困難であると考えられるが、外部に委託する際には、委託先との契約に安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項等）を盛り込んだ上で、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要がある。

イ　手数料

広島市において特段の事情がないのであれば、国が定める金額と同等の額を徴収することが妥当である。

10　審議会等の役割

	現行条例	改正法
関係規定	審査会条例第３条、個人情報保護条例第５条、第８条	第１２９条

⑴　項目及び論点

ア　諮問すべき事項

イ　現行の意見聴取手続に代わる関与の方法

ウ　報告等の在り方

⑵　審査会の意見

ア　諮問すべき事項

改正法第１２９条の下においても、個人情報の保護に関する重要な事項について審議会等に諮問することはできると考えられる（施行条例及び審査会条例にその旨規定する。）。

イ　現行条例の意見聴取手続に代わる関与の方法

現行条例のような目的外利用等についての事前の意見聴取はなくなるが、広島市における制度の運用状況（法の施行状況）を審査会に報告し、審査会の意見をその後の運用に生かす仕組みを構築することが望ましい。

ウ　報告等の在り方

来年度以降、個人情報保護委員会に質問をした場合には、質問及び回答のうち重要なものについては、審査会にも報告すべきである。

11　個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るため必要となる情報公開条例の改正

	現行条例	改正法
関係規定	情報公開条例第２条、第１９条、第７条	第６０条、第７８条

⑴　項目及び論点

ア　公文書の定義

イ　不開示情報（６参照）

⑵　審査会の意見

ア　公文書の定義

個人情報保護制度と情報公開制度はいわば車の両輪のような関係にあるため、情報公開条例の「公文書」の定義は、改正法の「地方公共団体等行政文書」と合わせるべきである。その結果、情報公開条例第１９条第３項に重複が生じることから、同項を削る必要がある。

イ　不開示情報

６⑵イ参照

資料１

広企公第２号
令和４年４月７日

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長　田邊　誠　様

広島市長　松井　一實

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（諮問）

令和３年５月１９日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）により、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）が改正（以下「改正法」という。）され、これまで独自の個人情報保護条例を制定し、個人情報保護制度を運用してきた地方公共団体も改正法の対象となり全国共通ルールでの個人情報の取扱いが適用されることとなりました。

このため、本市の個人情報保護制度について改正法が施行される令和５年春（４月頃）までに、改正法の趣旨に沿うよう見直しを行う必要があり、また、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために対応を検討する必要があります。

つきましてはこれらの事項について、法的な見地から集中的に審議していただく必要があるため、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２６年広島市条例第７号）第３条第２項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

１　個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について

２　本市の情報公開制度における、個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために必要な対応について

資料２

審議経過

回	年月日	審議内容等
	令和４年４月７日（木）	広島市長から審査会へ、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について」諮問
第１回	令和４年５月１６日（月）	・改正個人情報保護法の概要等について ・今後のスケジュール等
第２回	令和４年６月２０日（月）	・現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像） ・用語の定義 ・個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等） ・個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限並びに提供先に対する措置要求）
第３回	令和４年７月１１日（月）	・個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限並びに提供先に対する措置要求） ・適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等 ・開示請求 ・不開示情報 ・訂正及び利用停止
第４回	令和４年８月２２日（月）	・個人情報ファイル簿及び個人情報ファイルの目録 ・行政機関等匿名加工情報の提供
第５回	令和４年９月１２日（月）	・審議会等の役割
	令和４年９月下旬	・答申案骨子中間取りまとめ
第６回	令和４年１０月１１日（火）	・答申案骨子の審議
第７回	令和４年１１月４日（金）	・答申案審議 ・個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るため必要となる情報公開条例の改正
第８回	令和４年１２月２日（金）	・答申案審議（答申案取りまとめ）
令和４年１２月２６日（月）　審査会から広島市長に「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う広島市の個人情報保護制度の見直し等の対応について」答申		

資料３

広島市情報公開・個人情報保護審査会

〈専門部会　委員名簿〉

職　名	氏　名	役　職　等
部会長	田邊　誠	広島大学名誉教授
部会長職務代理者	片木　晴彦	広島大学大学院特任教授
	ジョージ・ Ｒ・ハラダ	広島経済大学教授
	日山　恵美	広島大学大学院教授
	福永　実	広島大学大学院教授
	松田　健之介	弁護士